

社会福祉法人おおすみ会役員等への報酬等支給規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人おおすみ会定款に定められた理事、監事、評議員(以下「役員等」という。)への報酬等の支給要領について必要な事項を定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等が理事長の招集する理事会、監事会、評議員会(以下「役員会等」という。)に出席したとき、又は職務のため旅行した場合は報酬等を支給する。

第3条 役員等が役員会等に出席したときは、報酬7,000円と、自宅から2キロメートル以上については、1キロメートル当たり37円の交通費を支給する。ただし、職員給与を受ける役員等については支給しない。

(旅行命令)

第4条 役員等の旅行は、理事長又はその委任を受けた者の発する旅行命令によって行わなければならない。

(旅費の支給)

第5条 役員等が職務のため旅行した場合の旅費等については、おおすみ竹山園の職員旅費規程により支給する。

附 則

この規程は、平成4年9月17日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成7年3月13日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成13年12月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和2年1月1日から適用する。